

# 下関カッターレース審判規定

2017.6.9

## 1. 競技内容

競技は直線180mのコースを回頭、折り返しによる360mで実施する。各レースは最大3チームで行うものとし、勝ち抜き方法は下関カッターレース組み合せ表による。

## 2. 使用艇

6mカッターを使用する。予選レースに使用する艇及びコースは、事前の予選抽選会で決定する。それ以外のレースについては、順位やタイムにより下関カッターレース組み合せ表にしたがって、艇及びコースを決定する。

## 3. 艇員

艇員は、艇指揮1名、艇長1名、漕手6名の計8名として、あらかじめリストを審判長に提出する。艇指揮・艇長の兼務は不可であるが、艇員の欠員は可とする。変更がある場合は、その都度提出すること。一般レースの男女混成に制限はないが、女子レースは艇指揮・艇長のみ男子でも可とする。

## 4. 使用艇搭載物品

使用艇には下記に示す物品を搭載し、乗下船時に数量を確認する。

|          |          |
|----------|----------|
| ① 紅白手旗   | 1組       |
| ② 救命胴衣   | 8着       |
| ③ オール    | 7本（予備含む） |
| ④ あくみ    | 1個       |
| ⑤ ポートフック | 1本       |
| ⑥ 係船索    | 1組       |

## 5. 出場艇の標識

各艇は、当該チームを示す旗などを船尾に示すことができる。

## 6. 発進要領

- (1) 各艇は、審判員の「スタート位置に移動せよ」の連絡により、各々スタート位置まで速やかに移動する。
- (2) 各艇はブイをやや左に見るように並び、艇指揮は発進用意が完了したら、陸上の審判員に白旗を直立して示し、「各艇その位置、各艇その位置」の連絡があるまで揚げ続ける。なお、発進準備が完了しない場合や発進態勢が崩れた場合は赤旗でそれを示す。各艇指揮は、赤旗白旗に限らず、審判員の連絡に従い態勢を整えること。
- (3) 審判員の「各艇その位置、各艇その位置」の連絡により艇員のオールを上げる。なお、

この連絡以降に揚げた赤旗やオールなどを使用して態勢を立て直す行為は認めない。

- (4) スタート 長1声、これに引き続く短4・長1声ののち、短1声と同時に旗を直下に振り降ろしこれをスタートとする。スタート時に併せて号砲を発する。

## 7. とう漕中の規則と注意

- (1) 各艇定められたコースをとう漕するものとし、もし誤って他艇に接触、その他不正行為があったと審判長が認める場合は失格とする。
- (2) 互いにコースの右側を航行し、他艇と接触するおそれのある場合は、後続艇が先行艇の進路を避けるものとする。
- (3) オールの折損や流失があった場合は、予備オールの使用を認め、これを失格としない。
- (4) レース中の時間的変化による波、潮流、風、他船の引き波や漂流物等の障害は、故意による場合を除いて、各艇自らこれを忍ぶべきものとする。

## 8. 回頭要領

回頭は左回頭（反時計回り）とする。指定コースのブイを回頭するものとし、他コースのブイを回頭した場合は失格とする。操船ミスにより、回頭ブイに艇体の一部やオールが接触しても失格とはしないが、シーマンシップに努めること。

## 9. ゴール

- (1) 艇首が規定のゴールラインにブイを左に見て入った順序を順位とする。ゴールは目視で決定し、ビデオ判定は行わない。
- (2) 同着の場合は、追込艇の勝ちとする。追込艇の判定は、回頭ブイを遅れて回頭終了（回頭ブイの見通し線を復路で遅れて通過）した艇をそれとする。

## 10. 失格事項

次の事項に該当する行為で、審判長が判定した場合は失格とする。ただし、これは当該レースのみ最下位とするものであり、既決レースの成績は有効とする。

- (1) 審判団の指示に従わなかった場合。
- (2) スタート時の「各艇その位置、各艇その位置」の合図後に、オールなどにより故意に推進力を与える行為を行った場合。
- (3) 他のコースに侵入し、当該コースの艇もしくはオールに接触した場合。
- (4) 回頭ブイの回頭方向を間違った場合。
- (5) 回頭ブイの内側での回頭、また故意に回頭ブイに接触したと認める場合。
- (6) その他、不正行為があった場合。
- (7) 以上の失格行為が不可抗力によるものと審判長が認めた場合はこの限りでない。

## 11. 異議申立

競技中の判定は審判長が行い、出場チームはその判定に抗議することができない。